

平成22年さいたま市議会6月定例会提出議案一覧

合計36件（専決処分報告議案1件・予算議案3件・条例議案15件・一般議案8件・道路議案2件・人事議案7件）

専決処分報告議案

議案第98号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について）

（所管課所・財政局税務部税制課）

地方税法等の一部改正に伴い、緊急にさいたま市市税条例の一部を改正する必要性が生じたため、平成22年3月31日付けをもって専決処分したものを。

（内容）

1 個人住民税関係

- ・ 65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与からの特別徴収の方法により徴収することができることとするもの。

2 特別土地保有税及び都市計画税関係

- ・ 特別土地保有税及び都市計画税に係る税負担軽減措置の廃止等に伴い、規定の整備を行うもの。

（施行期日） 平成22年4月1日

予算議案

議案第99号～議案第101号

（内容）

- ・ 平成22年度さいたま市一般会計補正予算（第1号）
- ・ 平成22年度さいたま市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- ・ 平成22年度さいたま市病院事業会計補正予算（第1号）

条例議案

議案第102号 さいたま市情報公開条例及びさいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・総務局総務部行政透明推進課）

情報公開制度の一層の整備及び充実を図り、市民の目線に立った情報公開を総合的に推進するほか規定の整備を行うため、所要の改正を行うもの。

（内容）

1 さいたま市情報公開条例の一部改正

(1) 理念の整理

- ・ 市民の知る権利の保障を目的規定に加え、本条例の理念を明らかにするもの。

(2) 開示請求権

- ・ 行政情報の開示を請求することができる者を、何人も請求することができるように改めるもの。

(3) 情報公開の総合的な推進

- ・ 行政情報の開示を行うとともに、情報提供により、情報公開の総合的な推進に努めるものと新たに規定するもの。

(4) 会議の公開

- ・ 附属機関等の会議を公開することについて、新たに規定するもの。

(5) 情報公開の適用の範囲の拡大

- ・ 任意的公開の対象である合併等以前の承継行政情報に対し、新たに本条例を適用するもの。

2 さいたま市個人情報保護条例の一部改正

- ・ 1の改正に併せて、所要の改正を行うもの。

(施行期日) 平成22年9月1日

議案第103号 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・行財政改革推進本部)

公の施設の指定管理者の手續の更なる透明性及び公正性の向上を図るため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 指定管理者となることができない法人等

(1) さいたま市議会の議員等に関する法人等

- ・ さいたま市議会の議員又はその配偶者が無限責任社員等に就任する法人その他の団体は、指定管理者になることができないこととするもの。

(2) 市長、副市長等に関する法人等

- ・ 市長若しくは副市長又はそれらの配偶者が無限責任社員等に就任する法人その他の団体(市が資本金等の2分の1以上を出資しているものを除く。)は、指定管理者になることができないこととするもの。

(3) 委員等に関する法人等

- ・ 委員等又はその配偶者が無限責任社員等に就任する法人その他の団体(市が資本金等の2分の1以上を出資しているものを除く。)は、当該委員等の職務に関する業務を行う公の施設の指定管理者となることができないこととするもの。

2 経過措置

- ・ 施行の際現に指定管理者の指定を受けている法人その他の団体については、当該指定を受けている期間に限り、1の規定を適用しないこととするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第104号 さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正の趣旨を踏まえ、育児を行う職員の両立支援を推進するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 時間外勤務の制限を請求できる職員の見直し

- ・ 配偶者が常態として子を養育することができる職員について、育児のための時間外勤務の制限を請求することができるように改めるもの。

2 時間外勤務の免除の新設

- ・ 職員が3歳未満の子を養育するために請求した場合には、職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない旨の規定を設けるもの。

（施行期日） 平成22年6月30日

議案第105号 さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・総務局人事部人事課）

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

（内容）

1 育児休業等を行うことができない職員の見直し

- ・ 配偶者の就業の有無、育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員が育児休業、育児短時間勤務及び部分休業を行うことができるように改めるもの。

2 再度の育児休業を行うことができる場合の追加

- ・ 子の出生の日から57日以内に最初の育児休業をした職員は、特別な事情がない場合であっても、再度の育児休業を行うことができるように改めるもの。

3 再度の育児休業又は育児短時間勤務を行うことができる特別の事情の見直し

- ・ 夫婦が交互に育児休業その他の方法により子の養育をしたかどうかにかかわらず、育児休業等計画書を提出して最初の育児休業又は育児短時間勤務をした後3月以上経過した場合に、再度の育児休業又は育児短時間勤務を行うことができるように改めるもの。

（施行期日） 平成22年6月30日

議案第106号 さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・財政局税務部税制課）

地方税法等の一部改正に伴い、扶養親族申告書の整備その他所要の改正を行うもの。

（内容）

1 個人市民税関係

(1) 扶養親族申告書の整備

- ・ 個人住民税の均等割及び所得割に係る非課税限度額制度等に活用するため、扶養控除の見直しの後も扶養親族に関する事項を把握できるようにするもの。

(2) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

- ・ 個人の株式市場への参加を促進するため、平成24年から上場株式等に係る税率が本則に規定される20パーセントの税率となることに併せて導入するもの。

2 市たばこ税関係

- ・ 税率を1,000本につき、3,298円から4,618円に引き上げるもの。

（施行期日） 平成22年10月1日等（1(1)については平成23年1月1日、1(2)については、平成25年1月1日）

議案第 1 0 7 号 さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会学校教育部学事課)

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 授業料

(1) 市立高等学校の授業料については、原則、徴収しないこととするもの。

(2) 徴収する場合の授業料の額については、市外生の額を市内生の額に合わせ 1 1 万 8 , 8 0 0 円とするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 1 0 8 号 さいたま市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

老人福祉センターが未整備である浦和区にさいたま市老人福祉センター仲本荘を設置するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 老人福祉センターの新設

・ さいたま市老人福祉センター仲本荘を、市内浦和区東仲町 2 8 番 1 5 号に設置するもの。

(施行期日) 平成 2 3 年 5 月 1 日

議案第 1 0 9 号 さいたま市はるの園条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業を実施する施設として、さいたま市はるの園を設置するため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 設置

・ さいたま市はるの園を、市内見沼区春野 2 丁目 3 番 5 号に設置するもの。

2 業務

・ 園の業務を児童デイサービスに関すること等とするもの。

3 利用者の定員及び資格

・ 園の利用者の定員を 3 0 人とし、資格を障害者自立支援法の介護給付費の支給決定に係る小学校就学前の者等とするもの。

4 利用料金

(1) 障害者自立支援法に基づく利用者負担額を、園の利用料金として規定するもの。

(2) 園の利用料金を指定管理者の収入とすることその他利用料金に関する所要の規定を設けるもの。

5 指定管理者による管理

・ 園の管理及び業務を指定管理者に行わせることができることとするもの。

(施行期日) 平成 2 3 年 4 月 1 日

議案第 1 1 0 号 さいたま市児童センター条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課)

児童センターが未整備である浦和区にさいたま市立仲本児童センターを設置するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 児童センターの新設
- ・ さいたま市立仲本児童センターを、市内浦和区東仲町 2 8 番 1 5 号に設置するもの。

(施行期日) 平成 2 3 年 5 月 1 日

議案第 1 1 1 号 さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課)

放課後児童クラブが未整備である東宮下小学校区内にさいたま市立東宮下放課後児童クラブを設置するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 放課後児童クラブの新設
- ・ さいたま市立東宮下放課後児童クラブを、市内見沼区大字東宮下 2 1 5 番地 1 に設置するもの。

(施行期日) 平成 2 3 年 4 月 1 日

議案第 1 1 2 号 さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 条例中で引用する法律の題名を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」と改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 1 1 3 号 さいたま市清掃センター条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・環境局施設部新クリーンセンター建設準備室)

新クリーンセンター整備事業に基づくさいたま市桜環境センターの新設に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 名称及び位置
- ・ さいたま市桜環境センターを、市内桜区新開 4 丁目 3 2 5 9 番地 1 に設置するもの。

(施行期日) 平成 2 7 年 4 月 1 日

議案第 1 1 4 号 さいたま市桜環境センター余熱体験施設条例の制定について
(所管課所・環境局施設部新クリーンセンター建設準備室)

廃棄物を焼却した際に発生する熱エネルギーの有効な利用状況を体験でき、市民の健康の維

持及び増進を図る場として、さいたま市桜環境センター余熱体験施設を設置するもの。

(内容)

1 設置

- ・ さいたま市桜環境センター余熱体験施設を、市内桜区新開4丁目3259番地1に設置するもの。

2 休館日

- ・ 施設の休館日は、月曜日及び12月29日から翌年1月3日までとするもの。

3 利用時間及び入館時間

- ・ 利用時間は午前9時から午後9時まで、入館時間は午後8時30分までとするもの。

4 使用料

(1) 使用料は、下表に定める額の範囲内で規則で定める額とするもの。

区 分	使用料(1人1回につき)	
	市 内	市 外
60歳以上の者	100円	200円
一般	700円	800円
小学生・中学生	300円	300円

(2) 使用料は、前払式証票の購入によって納付することができることとするもの。

5 指定管理者による管理

- ・ 施設の管理を指定管理者に行わせるとともに、利用の許可等を行わせることができることとするもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

議案第115号 さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部都市公園課)

平成21年1月の見沼区春岡地区の町名の変更に伴い、公園の名称を変更するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 公園の名称変更
 - ・ 「深作中央公園」を「春岡中央公園」に改めるもの。

(施行期日) 平成22年7月1日

議案第116号 さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局予防部予防課)

カラオケボックス等の個室を有する施設について避難管理の基準を新設するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ カラオケボックス等の避難通路

- (1) カラオケボックス等個室を有する施設の避難通路を確保するため、避難障害となる個室の外開きの戸について、自動的に閉鎖する構造としなければならないこととするもの。
- (2) 施行の際現に存する施設及び工事中の施設については、1年間の経過措置を設けるもの。

(施行期日) 平成 2 2 年 8 月 1 日

一般議案

議案第 1 1 7 号 さいたま市新クリーンセンター整備事業建設工事請負契約について
(所管課所・環境局施設部新クリーンセンター建設準備室)

(内容)

- 1 契約の目的
新クリーンセンター整備事業建設工事
- 2 契約の方法
総合評価一般競争入札
- 3 契約金額
2 8 9 億 6 , 9 5 0 万円
- 4 契約の相手方
新日鉄エンジニアリング・極東開発・奥村組特定設計建設共同企業体

議案第 1 1 8 号 議決事項の一部変更について (財産の取得 (抗インフルエンザウイルス薬))
(所管課所・保健福祉局保健部地域医療課)

平成 2 1 年 2 月議会において議決を得た財産の取得について、本年度調達分の価格が変更されたことに伴う取得価格の変更に関し、議会の議決を求めるもの。

(内容)

- 1 物件の表示
抗インフルエンザウイルス薬 2 7 0 万カプセル
- 2 所得先
中外製薬株式会社営業本部
- 3 変更内容

	取得価格
変更前	6 億 3 , 5 6 0 万 7 , 0 0 0 円
変更後	5 億 9 , 0 3 7 万 3 , 0 0 0 円

議案第 1 1 9 号 訴えの提起について
(所管課所・教育委員会学校教育部学事課)

奨学金を借受け、定められた期日が経過しても返還せず、再三にわたる催告にも応じない者に対し、奨学金の返還を求める訴えをさいたま簡易裁判所に提起し、又は和解するため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 請求の趣旨
 - ・ 相手方に対し、奨学金の返還及び訴訟費用の負担を求める。
- 2 訴訟遂行の方針
 - (1) 奨学金を全額返還する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。
 - (2) 判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第120号 訴えの提起について

(所管課所・教育委員会学校教育課)

奨学金を借受け、定められた期日が経過しても返還せず、再三にわたる催告にも応じない者に対し、奨学金の返還を求める訴えをさいたま簡易裁判所に提起し、又は和解するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 請求の趣旨

- ・ 相手方に対し、奨学金の返還及び訴訟費用の負担を求める。

2 訴訟遂行の方針

- (1) 奨学金を全額返還する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。
- (2) 判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第121号 損害賠償の額の決定について

(所管課所・保健福祉局市立病院経営部庶務課)

さいたま市立病院において、市内在住の女性が手術中に右坐骨神経損傷を被り、後遺障害が残ったことにより生じた損害賠償請求に対し、損害賠償の額を定めることについて、議決を求めるもの。

(内容)

1 損害賠償額

925万円

2 相手方

市内在住 女性

議案第122号 指定管理者の指定について(さいたま市桜環境センター余熱体験施設)

(所管課所・環境局施設部新クリーンセンター建設準備室)

さいたま市桜環境センター余熱体験施設の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内桜区新開4丁目3259番地1
- (2) 名称 さいたま市桜環境センター余熱体験施設

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内中央区新都心11番地2さいたま新都心LAタワー30F
- (2) 名称 株式会社エコパークさいたま
- (3) 代表者 代表取締役 杉永 慎一

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成42年3月31日まで

議案第123号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

(所管課所・総務局人事部人材育成課)

久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町を廃し、その区域をもって久喜市を設置し、加須市、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町及び同郡大利根町を廃し、その区域をもって加須市を設置したことに伴い、彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて、関係地方公共団体と協議するため、議決を求めるもの。

議案第 1 2 4 号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

(所管課所・保健福祉局福祉部年金医療課)

久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町を廃し、その区域をもって久喜市を設置し、加須市、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町及び同郡大利根町を廃し、その区域をもって加須市を設置したことに伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて、関係地方公共団体と協議するため、議決を求めるもの。

道路議案

議案第 1 2 5 号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	1 1 路線	
開発	1 1 路線	計 2 2 路線

議案第 1 2 6 号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	1 8 路線	
開発	1 路線	計 1 9 路線

人事議案

議案第 1 2 7 号 教育委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

教育委員会委員として任命するため、同意を求めるもの。

議案第 1 2 8 号 ~ 議案第 1 3 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。